

— No. 303 —



川越

広報

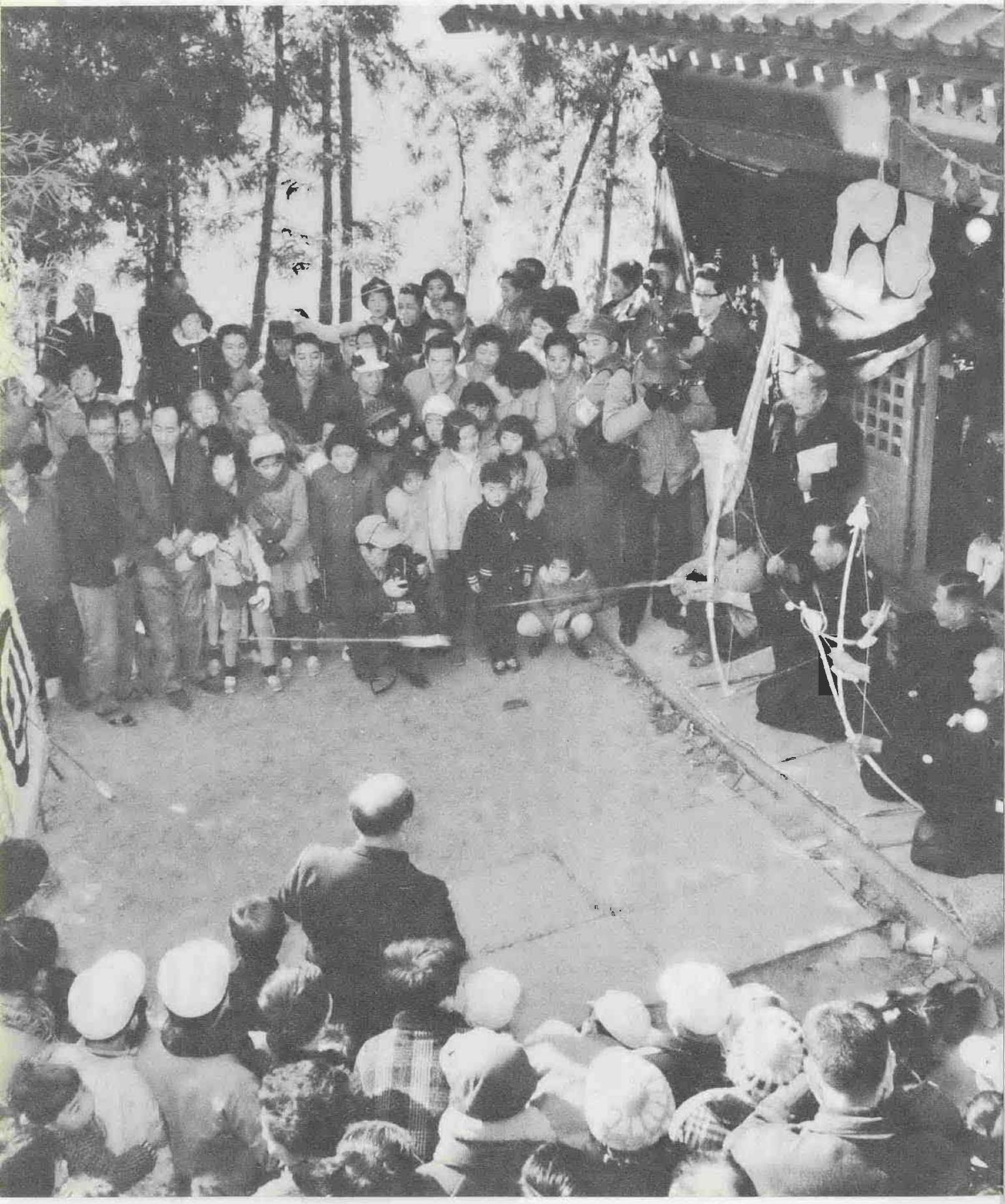
■発行所 川越市役所

■電話 川越(0492) 23-1450代

■発行人 川越市長 加藤瀧二

■編集 企画部企画課

1月25日



市議会第七回定例会より

高階公民館新築工事など可決

棚倉町と友好都市締結される

市議会第七回定例会は、十二月八日午後一時に、市役所に招集されました。招集にあたつて名は、「昭和四十五年度埼玉県川越市歳入歳出決算認定について」ほか三十五件でした。

△ 第一日（十二月八日）は、開会し、日程に入らず散会。りました「川越市総合振興計画（基本構想）を定めることにつき」は、認定することに決定

程に入らず散会。
第三日（十二月十日）は、会期を十七日間と決定し、諸報告のうち「継続審査」となつてお採決した結果（総合振興計画）について「川越市と棚倉町との友好都市締結について」を議題とした。委員長の委員長報告を実施し、議論ののち、原案どおり即決

（基本構想）を定めることにつりました「川越市総合振興計画」について」「昭和四十五年度埼玉県川越市水道事業決算認定について」の各特別委員長・副委員長の委員長報告を実施し、採決した結果「総合振興計画」

は「継続審査」とし、水道事業決算」は、認定することに決定しました。

▽ 第八日（十二月十五日）は、
通告順にしたがい、八議員によ
る、一般質問を実施。
▽ 第九日（十二月十六日）は、
前日に引き続いて、一議員なら
びに八議員による一般質問を実

△ 第十六日（十二月二十三日）は、委員長報告整理のため、休会。

賀春

第六日（十二月十三日）は昭和四十五年度埼玉県川越市歳入歳出決算認定について」ほか十五議案を質疑ののち、決算特別委員会を設置し、決算関係十件を、決算特別委員会、各関係常任委員会に、その審査を付託。

▽ 第十二日（十二月十九日）は
日曜日のため休会。

▽ 第十三日（十二月二十日）は
建設常任委員会が、前々日にに
き続いて付託案を審査。

▽ 第十四日（十二月二十一日）は
は、決算特別委員会が、開催
れ正・副委員長を互選し、付託
案を審査。

△
最終日（十二月二十七日）は請願および議案の審査に対する経過ならびに結果について、各常任委員長および決算特別委員長の委員長聴取があり、討論のち請願四件を「採択」し、一件を「継続審査」とし、議案二十五件を「原案可決」し、「決算関係議案十件」を「継続審査」し決定し、閉会しました。なお、審議した内容は別記のとおりです。



市 厅 舍 建 設 進 心

同 同

市議會議長

安武清川根小石金深小岩荒天戸宇菊中水関大中水山矢中山中森新間安後宇犬伊原山木伊葉
田水合岸沢川井田井崎井半正健定正喜春善新二綱正靖習右工正克光和永源高貞左衛門甲子昌春謹芳清正義健豊宗定
二郎雄平一吉作平郎三三夫一門雄雄実男夫吉清次次男清登寿栄司二助雄蔵雄郎清仁郎一一

補正予算

▽ 昭和四十六年度埼玉県川越市
一般会計補正予算（第三号）

歳入の主なるものは「地方譲与税」のうち、自動車重量譲与税の三百五十万円、「地方交付税」のうち、普通交付税三千六百万円、特別交付税四千五百万円、「国庫支出金」のうち、児童手当分七百三十三万六千円、「財産収入」のうち、土地売却収入二千五百万円、「諸収入」のうち、市費の都市計画費補助七百万円、競輪事業収入一億四千八百万円、「市債」のうち、教育債として小学校用地取得事業債六千四百八十万円などです。

「総務費」において、給与改定にともなう、一般職の給料千三十四万四千円、職員手当等千七百九十二万八千円、職員の福利厚生費千四百七十万円「民生費」において児童措置の児童手当扶助費九百五十八万八千円「土木費」において、県工事地元寄付金千三百九十二万円、都市計画のための川越環状線土地購入費二千四百万円「教育費」において、武藏野小学校用地購入費五千八十九万円、学級増員の給与改定にともなう、教師の給料五百三十三万円、職員手当等購入費六百万円、高等学校の教職員の給与改定にともなう、教師の給料五百三十三万円、職員手当等入費一千二百五十万円などです。

建設協定

二 一般会計～3億

六万二千円としたもの
また「資本的収入」
においては七千万円補
正し、合計六億六千五
十七万円、「資本的支
出」は九千九百七十万
八千円を補正し、合計
七億六千三百二十万四
千円としたものです。
以上が市議会第七回
定例会において、各委
員会に付託し、審査さ
れ、委員長報告され可
決されたものです。

建設協定

—一般会計～3億

市議会第七回定例会において、審議可決された各案件は、つぎのとおりです。

友好都市

市議会第七回定例会第三日（二月十日）に提案理由の説明があり、質疑・討論ののち、つぎの議案は「即決」されました。

▽ 川越市と棚倉町との友好都市締結について

の、内容は、友好都市を提進することにより、人物・文化・経済等の交流活動を通じて、相互の理解と親善を深めるためのものです。

する条例を定めることについて
は、川越市児童手当の支給について
いは、児童手当法の施行に伴い
その児童手当の支給を受ける者を
除いたものです。

▽ 川越市建築協定条例を定める
ことについて

は、建築基準法第六十九条の規定
に基づき、建築協定の実施に関する
し必要な事項を定めるもので、住宅
宅地としての環境、または商店街等
としての利用を高度に維持増進す
る等建築物の利便を増進し、かつ
土地の環境を改善するため、土地
の所有権者ならびに建築物の所有
を目的とする地上権者、および賃
借権者は、その権利の目的となつ
ている土地について一定の区域を
定めて、その区域内における建築
物の敷地・位置・構造・用途・形
態・意匠・または建築設備に関する
基準について協定することがで
き、建築協定の内容は、建築に関する
法律・政令その他の法令に適
する

改正に伴い、本条例の一部を改正 したものであります。

契 約

川越市高階公民館新築工事請 負契約について

は、川越市高階公民館新築工事

条 例

△ 川越市道路線の認定について
△ 川越市道路線の廃止について
は、大末建設株式会社が建築資材置場を造成するに伴い、大字大仙波字弁天前三百二十一番三地先の新河岸川を起点とし、大字大仙

△ 川越市道路線の認定について
▽ それぞれ廃止したもののです。

友好都市

卷之二

市議会第七回定例会において、審議可決された各案件は、つぎのとおりです。

合するものでなければならないもので、この条例の施行に関する必要な事項は、市長が別に定めるものです。

▽ 川越市公民館使用条例の一部を改正する条例を定めることについて

は、山田公民館の新築に伴い、公民館の「会議室・講座室・和室調理実習室」の、それぞれの使用料金を定めるものです。

▽ 川越市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

は、非常勤消防団員等に係る損傷補償の基準を定める文令の一部を定めることについて

入札の結果で、内容は

- 一、契約の目的
川越市高階公民館新築工事
- 二、契約の方法
指名競争入札
- 三、契約の金額
金五千万円
- 四、契約の相手方
川越市岸町一丁目二十五番
地一
増田建設株式会社
- 五、履行期限
昭和四十七年八月三十日
です。

△ 川越市道路線の認定について
川越市道路線の廃止について
は、付替道路新設に伴い、大字
大塚新田字中村窪百九十八番地先
を起点とし、大字大塚新田字中村
窪百九十八番地先までの市道延長
六十・五六十・五を廃止し、大字南
塚字下久保千百三十六番四地先を
起点とし、大字大塚新田字武藏稲
開元野田分千九百二十四番一地先
に至る市道延長九十五・〇四六十
認定したもので。

契約

案例

など定まる

道路線の認定・廃止

6,300万円を補正 =



意見書を

二件即決

二月二十七日)に
市議会第七回定期会議終日(二十
▽ 傷病恩給増額に関する意見書
が、提出され、その内容は、
傷病恩給受給者のなかには、稼
働能力を、完全に失い、若しくは
極度に制約を受ける等、極めて、
不利な条件のもとで、毎日苦しい
生活を続行している者も少くない。

生活を続いている者も少くない。國においても、しばしば傷病恩給増額はしているが、遺憾ながら、これが、提出され、その内容は、

その額は極めて低く、諸物価の高騰には、はるかに追いつけず、深刻な事態に直面している。円・ドル問題も加わり、不況がますます深化する状況のもとで、地方財政は、戦後三回目の重大な

よつて、政府においては、これ等傷病恩給受給者が、安心して、二十十當りのうえ、且ちに勇氣をもつて、この危機を打開し、住民の利益を守つて、也行日本にして、とほん

はそれで、地方自治を守り、発展させるために、国の地方財政政策の抜本的改革を、はかるとともに、
給の増額が、実現されるよう、強く要請する。

緊急の措置として、つゞきこといふ

議 要望します
（一）超過負担

など、国が自治体と住民に不当

に財政負担を転嫁して

いるものを見ただちに完全に解消す

(二)現行の地
理三十色三
ること。

方文付 秋率

龍驤氏

千百六十丈
名より、提

川岸に出されたのです。

染され
て 願につい
促進力

汚は、毎月一回県内各河川は、県で

市議会第七回定例会に、提出された場所にポイントをあてて、宗川のきめこ

られた請願は、つきのとおりです。
▽ 市立高階小学校前の中道に歩道設置方請願について

は、高階小学校前の道路は、幅
員が狭い上、南古谷・寺尾・新河
月月下旬、朝日新聞・毎日新聞等の各埼玉版には、その詳しい事情が記載

岸および新海岸駅より国道を通す主要道路で、自動車の往来が年々とに増加し、通行に危険を感じる。最高の汚染度を示し、想像をははずかず道されましたか。そのなかで川越市の不老川下流付近が、県内

ているのが現状であり、小学校前
の一部は、片側歩道が建設されて
いて、名義は違うが、一段直角
かにこえた“死の川”的状態にな
っている、という事実が発表され
ておる、この下毛川は完全に

者も学校前にくると、ほつとする
と言われていますが、西の国道よ
河岸川となり、新河岸川は、その
上流（旧赤間川）を含めて、極度

りの部分と、学校前から東上線までが狭いので、心配しているため高崎第一二次々面整理が、実施され、河川流域住民は、毎日難渋しているので、この汚染および臭気の貢

るのを機会に、学校前の片側歩道を西へ国道までと、東へ東上線まで延長して、学童はもちろん、一般通勤者も、安心して歩行でき、また、道路上にある電柱も移動し、自動車の往来の便も、はかられたいように、との主旨により、川越市立高階小学校PTA会長 葛貫

因を調査し、住民が安心のできるよう「新河岸川」をきれいにし、なお、水害の危険にさらされているので、これが改修を促進され、との主旨により、新河岸川上流公害防止推進会会长馬場和造氏ほか四千六百九十九名より、提山されたものです。

請願 4件採択

1件は「継続審査」

特別一般

会計決算は 「継続審査」に

市議会第七回定例会第三日(十一月十日)に、提案理由の説明があり、第六日(十二月十三日)に質疑のうち「決算特別委員会」を設置し、その審査を付託し、第十四日(十二月二十日)に、慎重審査いたしましたが、決算関係の会計がぼう大であるため、なお、慎重に審査することとし、「地方自治法第百十条第三項の規定により慎重に審査すること」として決定したと決算特別委員長の報告があり最終

市議会第七回定例会第三日(十一月十日)に、提案理由の説明があり、第六日(十二月十三日)に質疑のうち「決算特別委員会」を設置し、その審査を付託し、第十四日(十二月二十日)に、慎重に審査いたしましたが、決算関係の会計がぼう大であるため、なお、慎重に審査することとし、「地方自治法第百十条第三項の規定により慎重に審査すること」として決定したと決算特別委員長の報告があり最終

日(十二月二十七日)に、審議した結果、つぎの議案は「継続審査」とすることに、決定しました。

下水道事業特別会計
歳入歳出決算認定について
ついて
玉県川越市と畜場事業特別会計歳入歳出

決算認定について

昭和四十五年度埼玉県川越市

競輪事業特別会計歳入歳出決算

認定について

昭和四十五年度埼玉県川越市

水洗便所改造資金貸付事業特別

会計歳入歳出決算認定について

昭和四十五年度埼玉県川越市

江川流域下水路建設事業特別会

計歳入歳出決算認定について

昭和四十五年度埼玉県川越市

整理事業特別会計歳入歳出決算

認定について

昭和四十五年度埼玉県川越市

川越都市計画河川駅西口土地区画

整理事業特別会計歳入歳出決算

認定について

昭和四十五年度埼玉県川越市

水道事業決算認定について

として、その審査付託となつてお

りました。

十二月二日午前九時より、

市役所応接室において「川越市青年健全育成協会理事会」が開催され、市議会正副議長、および議員多数が出席いたしました。

十二月三日午前九時より、

市民グランドにおいて「消防

特別点検」がおこなわれ、市

議会正副議長、および議員多

数が出席いたしました。

また午前十時より、市役所

会議室において「水道決算特

別委員会」が開催され、「継

続審査」となつております。

昭和四十五年度埼玉県川越市

正副議長が「川越市と福島県棚

倉町との友好都市締結」に対し

棚倉町の現況について、視察い

たしました。

一月一日午前十時三十分より

市民会館において「新年祝賀式」がおこなわれ、市議会正副議長ならびに議員多数が出席

いたしました。

一月六日午前九時三十分より

川越小学校において「消防出初

式」がおこなわれ、市議会議長

および議員多数が出席いたしま

した。

十二月六日・七日の二日間、

市議会運営委員、および市議会

正副議長が「川越市と福島県棚

倉町との友好都市締結」に対し

棚倉町の現況について、視察い

たしました。

十二月六日・七日の二日間、